

渋川市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 重度障害者日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること等により日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は渋川市とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表1「重度障害者日常生活用具の種目等」、別表2「重度障害児日常生活用具の種目等」及び別表3「難病患者等日常生活用具の種目等」の「種目」欄に掲げる用具とする。また、給付の対象者は渋川市内に住所を有する同表の「対象者」の欄に掲げる障害者・障害児及び難病患者等（以下「障害者等」という。）とし、原則として在宅の障害者等とする。ただし、施設入所者及び入院患者についても、必要に応じて給付の対象とすることができる。

2 給付する用具を具体的に決定するに当たっては、「消費税法施行令第14の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成3年厚生省告示第130号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知）も参考とする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表1、別表2及び別表3の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

4 給付対象者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規程する特定

施設入所等障害者であつて、同項に規定する特定施設への入所又は入居の前に有した居住地（同項に規定する継続入所等障害者にあつては、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地。）が当市内にあるものについては、第1項の規定にかかわらず、用具の給付を受けることが出来るものとする。

（給付の申請）

第4条 用具の給付を希望する対象者又はその保護者は市長に対して申請書を提出するものとする。

なお、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付するものとする。

（給付の決定）

第5条 市長は、申請書を受理した場合には、当該対象者の身体の状態、介護の状況及び家庭の経済状況等を実地に調査し、すみやかに「調査書」を作成するものとする。

2 市長は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。用具の給付を行うことを決定した場合には、決定通知書及び給付券を、その申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書をそれぞれ申請者に交付するものとする。

3 市長は、用具の価格を決定する場合には、見積書等により確認の上、別表4「日常生活用具給付事業基準単価表」に定める価格の範囲内で決定するものとする。

4 市長は、用具の給付を決定した場合には、給付等対象者に対して本制度の趣旨及び給付の条件等を十分説明するものとする。また、第6条第1項で規定する業者が当該給付対象者に用具を納品した時（住宅改修費の給付の場合には、住宅の改修工事が完了した時）にはその検収又は確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。

5 市長は、給付の判断が困難な場合は、心身障害者福祉センター所長又は児童相談所長に助言を求めるものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう諸条件を十分勘案の上、決定するものとする。

3 視覚障害児者用ワードプロセッサの共同利用については、別紙1「視覚障害児者用ワードプロセッサ共同利用制度実施基準」に定めるところによるものとする。

4 点字図書の給付にあたっては、別紙2「点字図書給付事業実施基準」に定めるところによるものとする。

5 住宅改修費の給付については、別紙3「住宅改修費給付事業実施基準」に定めるところによるものとする。

6 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入、共同購入又は競争入札等を活用することができるものとする。

(費用の負担及び請求)

第7条 市長は、用具の給付を受けようとする者又はこれを扶養する者に対し、用具の購入及び改修工事に要する費用の一部を負担させることができる。この場合、負担させる費用を用具を給付する業者に対し直接支払わせることができる。負担させる額の基準については、別表5「日常生活用具給付費用負担基準表」に定める基準とする。

2 用具を給付した業者が市長に請求できる額は、用具の購入に要する費用から給付対象者又はこれを扶養する者が負担する額を控除した額とする。

3 給付対象者又はこれを扶養する者が業者から用具の給付を受ける場合及び前項による費用の請求は「給付券」を添付して行うものとする。

4 点字図書の給付による費用の負担については、別紙2「視覚障害児点字図書給付事業実施基準」によるものとする。

(用具の管理)

第8条 市長は、未だ給付を実施していない用具については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 用具の給付を受けた者は、用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

3 前項に違反した場合には、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、「日常生活用具給付台帳」及び「住宅改修費給付台帳」を整備しておかなければならない。

(様式等)

第10条 申請書等の様式については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

視覚障害児者用ワードプロセッサ共同利用制度実施基準

1 目的

視覚障害児者用ワードプロセッサ共同利用制度は、身体障害者福祉法に基づく点字図書館及び身体障害者福祉センター（A・B型）（以下「共同利用施設」という。）に視覚障害児者用ワードプロセッサ（以下「ワープロ」という。）を設置し共同利用させることにより、在宅の視覚障害児者の日常生活の便宜を図りその福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、渋川市とする。

3 ワープロの性能

編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができる性能を有するものとする。

4 ワープロの設置

（１） 市長は、ワープロを共同利用施設に自らか又は貸与により設置するものとする。

（２） 市長は、ワープロを貸与して設置する場合には、共同利用施設の管理者（以下「管理者」という。）との間にその貸借に関する契約書を締結することとし、その契約には、次の事項を加えるものとする。

ア 管理者は、貸与されたワープロを注意して維持管理するものとし、他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

イ 通常の使用における故障等については、管理者の責任において修理を行うものとする。

ウ 市長は、ワープロを必要としなくなったとき又は前各号に違反したと認めるときは、その返還を命ずることができること。

5 共同利用の方法等

（１） 管理者は、ワープロを視覚障害児者又はその保護者の求めに応じ、設、置場所又は自宅等において利用させるものとする。

- (2) 利用に要する実費は、利用者の負担により行うものとする。
- (3) 管理者は、利用者の過失による紛失、故障、破損等については、利用者に弁償させるものとする。
- (4) 管理者は、ワープロの利用の状況を明確にするため、「利用者台帳」を整備しておくものとする。

別紙 2

点字図書給付事業実施基準

1 目的

視覚障害児者にとって重要な情報入手手段である点字図書は、一般図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられているので、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業主体

事業の実施主体は、渋川市とする。

3 給付対象者

主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児者とする。

4 給付対象の点字図書

月刊や週刊等で発刊される雑誌を除く点字図書とする。

5 給付の限度

給付対象者 1 人につき、点字図書で年間 6 タイトル、又は、24 巻を限度とする。

ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

6 点字図書を給付することができる出版施設

厚生労働省が指定する「点字図書給付対象出版施設」とする。（以下「出版施設」という。）

7 給付の実施

(1) 市長は、給付を受けようとする者及びこれを現に扶養している者の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であることを確認し、該当者を「点字図書給付台帳」（以下「給付台帳」という。）に登録の上、実施するものとする。

(2) 申請者は、出版施設に電話等で給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて市長に点字図書の給付を申請する。

(3) 市長は、申請者・出版施設等の事項を確認の上、給付台帳に必要な事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。

(4) 申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受ける。

(5) 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認の上、公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

8 自己負担

点字図書の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、「渋川市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱」の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申し込む時に支払うものとする。

9 実施上の留意事項

(1) 市長は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備しておくものとする。

(2) 市長は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障害児者の利便を考慮して実施するものとする。

(3) 市長は、事業実施に際して給付の対象となる視覚障害児者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

別紙 3

住宅改修費給付事業実施基準

1 目的

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児者が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、渋川市とする。

3 給付対象者

下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級3級以上の者及び難病患者等であって医師の診断により必要と認められた者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の身体障害児者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、排便後の処理が困難な者（障害児は原則として学齢児以上。）及び難病患者等であって医師の診断により必要と認められた者。

4 住宅改修費の範囲

住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

5 住宅改修費の給付要件

当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（

借家の場合は家主の承諾を必要とする。) であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。

6 給付の限度

住宅改修費の給付は原則 1 回とする。なお、限度額については別に定めるところによる。

7 実施上の留意事項

市長は、事業実施に際して給付の対象となる障害児者及び難病患者等又はその保護者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めるものとする。

別表 1 重度障害者日常生活用具の種目等

区分	種目	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの。	８年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	５年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（移乗又は移動もしくは立ち上がりが困難な者に限る。）	介助者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	４年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者の歩行を補助し得るもの。（付属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。）	３年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	３年
	特殊便器	上肢障害２級以上及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者（排便後の処理が困難な者に限る。）	温水温風を出しうるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年

	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び障害等級１級の精神障害者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	８年
	自動消火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	８年
	電磁調理器	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者。（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。	６年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	１０年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	１０年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	５年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	５年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	５年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者であって、医師の意見書等により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	５年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害３級以上の身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	１０年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	５年
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	５年

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。	8年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者又は視覚障害2級以上の者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。	6年
	点字器	視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。（付属品として、点筆を含む。）	7年 （標準型） 5年 （携帯用）
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 または、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	画像入力装置を読みたいのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段等として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用しうるもの。	6年

	人工喉頭	音声機能障害者であって、喉頭を摘出した者	(笛式) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(付属品として、気管カニューレを含む。)(電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	4 年 (笛式) 5 年 (電動式)
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—
	点字図書	視覚障害者	点字により作成された図書。	—
支援 排泄 用具 管理	ストーマ装具	ぼうこう機能障害者又は直腸機能障害者でストーマを造設した者	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストーマ用品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等)及び洗腸用具。	— (洗腸用具は6 か月)
	収尿器	高度の排尿機能障害者	脊髄損傷等により排尿障害(特に失禁のある場合など)のある場合に使用されるもの。	1 年
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3 級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2 級以上の者及び知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者(排便後の処理が困難な者に限る。))	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—

注 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。

2 ストーマ装具の例外として、次の者を対象に、紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)を支給することができるものとする。

① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者

② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者

③ 上肢の機能障害が1 級及び下肢の機能障害が1 級の者又は体幹の機能障害が1 級の者かつ排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を医師が必要と認めた者

※ ただし、他のサービスを利用できる場合はそのサービスによる給付を優先とし、不足分を給付対象とする。

別表2 重度障害児日常生活用具の種目等

区分	種目	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障害２級以上で、それぞれ原則として３歳以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	５年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級であって、原則として学齢児以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、入浴に介助を要する者で、原則として学齢児以上の者	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、下着交換等に当たって家族等の介助を要する者で、原則として学齢児以上の者	介護者が障害児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	５年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者（移乗又は移動もしくは立ち上がりが困難な者に限る。）	介助者が重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	４年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として３歳以上の者	座位の保持を可能とする機能を有し、付属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等。	５年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者（寝返りや起き上がりが困難な者に限る。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの。	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として３歳以上の者。	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害児の歩行を補助し得るもの。（付属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。）	３年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として３歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年

	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害児のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年
	特殊便器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び上肢障害2級以上であって、それぞれ原則として学齢児以上の者。（排便後の処理が困難な者に限る。）	温水温風を出しうるもので、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	火災警報器	児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害2級以上であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年
	自動消火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の児童及び児童相談所において知的障害児として判定された障害の程度が重度又は最重度であって、原則として中学生以上の者。（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害児が容易に使用しうるもの。	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者	視覚障害児が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。（サウンドマスタ、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児であって必要と認められる者	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児であって必要と認められる者	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者であって、医師の意見書等により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害3級以上の身体障害児であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	10年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害児が容易に使用し得るもの。	5年

	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害児が容易に使用し得るもの。	５年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの。	５年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者	障害児向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。	８年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の障害児又は視覚障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。	６年
	点字器	視覚障害児であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害児が容易に使用し得るもの。（付属品として、点筆を含む。）	７年 （標準型） ５年 （携帯用）
	点字タイプライター	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害児が容易に使用し得るもの。	５年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの。 または、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	６年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	６年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいのもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	８年
	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のために触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害児が容易に使用し得るもの。	１０年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの。	５年

	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用しうるもの。	6 年
	人工喉頭	音声機能障害児であって、喉頭を摘出した者	(笛式) 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(付属品として、気管カニユーレを含む。) (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	4 年 (笛式) 5 年 (電動式)
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害児であって、原則として学齢児以上の者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—
	点字図書	視覚障害児	点字により作成された図書。	—
支援 排泄 用具 管理	ストーマ装具	ぼうこう機能障害児又は直腸機能障害児でストーマを造設した者	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋、ストーマ用品(皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等) 及び洗腸用具。	— (洗腸用具は 6 か月)
	収尿器	高度の排尿機能障害児	脊髄損傷等により排尿障害(特に失禁のある場合など)のある場合に使用されるもの。	1 年
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する学齢児以上の身体障害児であって障害程度等級 3 級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害 2 級以上の者及び児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であって、それぞれ原則として学齢児以上の者(排便後の処理が困難な者に限る。))	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—

注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 ストーマ装具の例外として、次の者(3 歳以上)を対象に、紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品)を支給することができるものとする。

① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者

② 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者

③ 上肢の機能障害が 1 級及び下肢の機能障害が 1 級の者又は体幹の機能障害が 1 級の者かつ排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を医師が必要と認めた者

※ ただし、他のサービスを利用できる場合はそのサービスによる給付を優先とし、不足分を給付対象とする。

別表3 難病患者等日常生活用具の種目等

区分	種目	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年
	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	8年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	温水温風を出しうるもので、難病患者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
在宅療養等支援用具	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—

別表4 日常生活用具給付事業基準単価表
(1) 障害者

区分	種目		基準単価
			円
介護・訓練 支援用具	特殊寝台		154,000
	特殊マット		19,600
	特殊尿器		67,000
	入浴担架		82,400
	体位変換器		15,000
	移動用リフト		159,000
自立生活 支援用具	入浴補助用具		90,000
	便器		5,400
	T字状・棒状のつえ		3,000
	移動・移乗支援用具		60,000
	頭部保護帽		36,750
	特殊便器		151,200
	火災警報器		15,500
	自動消火器		28,700
	電磁調理器		41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置		87,400
在宅療養等 支援用具	透析液加温器		51,500
	ネブライザー（吸入器）		36,000
	電気式たん吸引器		56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		157,500
	酸素ボンベ運搬車		17,000
	盲人用体温計（音声式）		9,000
	盲人用体重計		18,000
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置		98,800
	情報・通信支援用具		100,000
	点字ディスプレイ		383,500
	点字器	標準型	10,400
		携帯用	7,200
	点字タイプライター		63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	85,000
		再生専用機	35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800
	視覚障害者用拡大読書器		198,000
	盲人用時計	触読	10,300
		音声	13,300
	聴覚障害者用通信装置		71,000
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900
	人工喉頭	笛式	5,000
		電動式	70,100
	視覚障害者用ワードプロセッサ		1,030,000
	点字図書		—
排泄管理 支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	8,600
		蓄尿袋	11,300
		紙おむつ等（月額）	12,000
	収尿器	男性用	7,700
		女性用	8,500
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000

(2) 障害児

区分	種目		基準単価
			円
介護・訓練 支援用具	特殊マット		19,600
	特殊尿器		67,000
	入浴担架		82,400
	体位変換器		15,000
	移動用リフト		159,000
	訓練いす		33,100
	訓練用ベッド		159,200
自立生活 支援用具	入浴補助用具		90,000
	便器		5,400
	T字状・棒状のつえ		3,000
	移動・移乗支援用具		60,000
	頭部保護帽		36,750
	特殊便器		151,200
	火災警報器		15,500
	自動消火器		28,700
	電磁調理器		41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置		87,400
在宅療養等 支援用具	透析液加温器		51,500
	ネブライザー（吸入器）		36,000
	電気式たん吸引器		56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		157,500
	酸素ボンベ運搬車		17,000
	盲人用体温計（音声式）		9,000
	盲人用体重計		18,000
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置		98,800
	情報・通信支援用具		100,000
	点字ディスプレイ		383,500
	点字器	標準型	10,400
		携帯用	7,200
	点字タイプライター		63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	85,000
		再生専用機	35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800
	視覚障害者用拡大読書器		198,000
	盲人用時計	触読	10,300
		音声	13,300
	聴覚障害者用通信装置		71,000
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900
	人工喉頭	笛式	5,000
		電動式	70,100
	視覚障害者用ワードプロセッサ		1,030,000
	点字図書		—
排泄管理 支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	
		蓄尿袋	11,300
		紙おむつ等（月額）	12,000
	収尿器	男性用	7,700
		女性用	8,500
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000

(3) 難病患者等

区分	種目		基準単価
			円
介護・訓練 支援用具	特殊寝台		154,000
	特殊マット		19,600
	特殊尿器		67,000
	体位変換器		15,000
	移動用リフト		159,000
	訓練用ベッド		159,200
自立生活 支援用具	入浴補助用具		90,000
	便器	—	4,450
		手すりをつけた場合	5,400
	移動・移乗支援用具		60,000
	特殊便器		151,200
	自動消火器		28,700
在宅療養等 支援用具	ネブライザー（吸入器）		36,000
	電気式たん吸引器		56,400
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		157,500
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000

別表 5 日常生活用具給付費用負担基準表

世帯の課税状況		自己負担率	月額上限負担額
生活保護受給世帯		－	0 円
市町村民税非課税世帯		－	0 円
市町村民税課税世帯	市町村民税（所得割） 2 万円未満	2 割	2 4, 6 0 0 円
	市町村民税（所得割） 2 万円以上 2 0 万円未満	2 割	3 7, 2 0 0 円
	市町村民税（所得割） 2 0 万円以上 4 0 万円未満	3 割	1 0 0, 0 0 0 円
	市町村民税（所得割） 4 0 万円以上	全額	－

- 1 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 2 毎年度の別表 5 の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。
- 3 ストーマ装具又は紙おむつ等を使用する者は別表 4 により算出した額の 2 分の 1 に相当する額をもって自己負担額とする。
- 4 ストーマ装具において、2 部位以上使用する者は上記 3 により算出した額のさらに 2 分の 1 に相当する額をもって自己負担額とする。
- 5 自己負担率及び月額上限負担額を決定する世帯の範囲は、1 8 歳以上の障害者の場合は障害者及びその配偶者、1 8 歳未満の障害児の場合は保護者の属する住民基本台帳の世帯全員とする。
- 6 市民税の算定にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 2 6 条の 3 の規定による、扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法により算出し、並びに渋川市寡婦（夫）控除のみなし適用実施要綱（平成 2 8 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、みなし適用が認められた者については、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による寡婦控除、特別寡夫控除又は寡夫控除の適用があるものとみなして算出した額とする。